

令和元年7月2日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

扇風機に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
（うち石油ストーブ（開放式）1件、
屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2件
（うちリチウム蓄電池1件、扇風機1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11件
（うち電動アシスト自転車4件、自転車4件、門扉1件、冷水筒1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック エコシステムズ株式会社が輸入し、パナソニック株式会社が販売した扇風機について（管理番号：A201900237）

①事故事象について

施設で、パナソニック エコシステムズ株式会社（法人番号：8180001075388）が輸入し、パナソニック株式会社が販売した扇風機を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償製品交換・設置）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品のモーター組み付け工程において、モーターリード線を首振り部の部品に挟み込んだため、芯線の一部が断線し、使用時の首振り運転に伴い断線が進行して接触不良により異常発熱し、モーターリード線の異極間で短絡、スパークし、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2017年（平成29年）1月24日にウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償製品交換及び設置を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201900237）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、品番、製造期間、対象台数

製品名	品番	製造期間	対象台数
扇風機	F-GA301	2008年10月～2014年12月	146,797

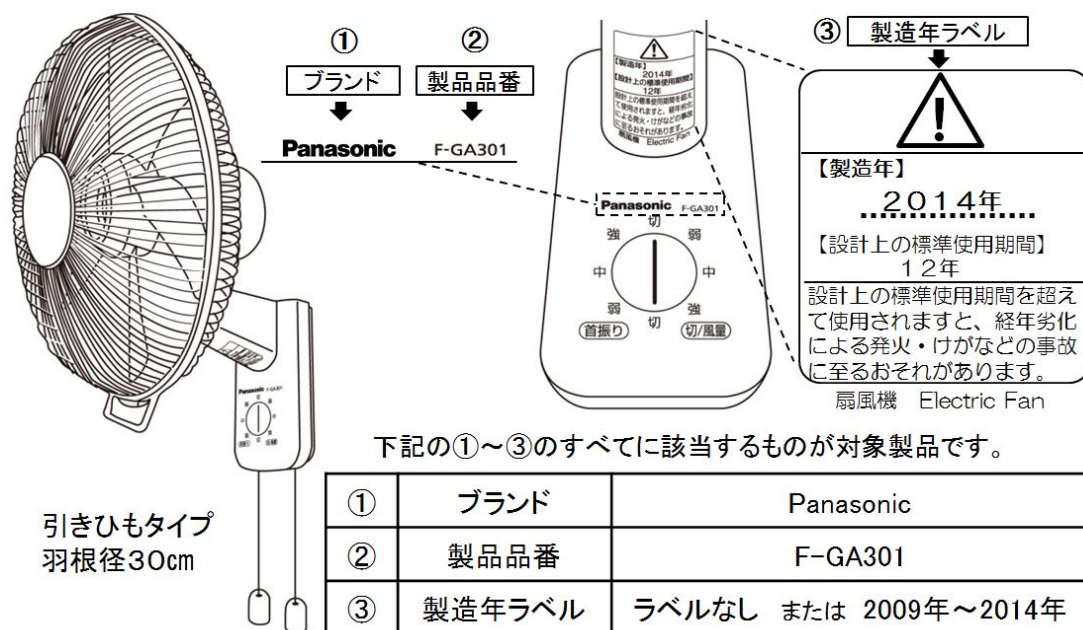
2017年（平成29年）1月24日からリコール（無償製品交換・設置）を実施
回収率：77.8%（2019年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201900237）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2019年度	0	—	2014年度	1	火災
2018年度	0	—	2013年度	0	—
2017年度	0	—	2012年度	0	—
2016年度	3	火災	2011年度	0	—
2015年度	0	—	2010年度	0	—

<対象製品の確認方法>



※「National」ブランドの製品は今回の対象期間より前の製造となるため対象外です。
※2008年10月～2009年3月の生産品は製造年ラベルが貼り付けてありません。

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換及び設置を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック エコシステムズ株式会社 壁掛扇風機市場対策室

電話番号：0120(872)136（無料）

※携帯電話・PHSからも利用できます。

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定の休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://panasonic.co.jp/ls/pes/info/important/17012401.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900227	令和元年5月14日	令和元年6月27日	石油ストーブ(開放式)	NCH-S24L	株式会社ニッセイ	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月25日
A201900240	令和元年6月13日	令和元年6月28日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	GQ-1639WS-C-1	株式会社ノーリツ	重傷1名	当該製品を使用中、乳児(7か月)がシャワーから出たお湯で火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900226	令和元年6月17日	令和元年6月27日	リチウム蓄電池	ESS-U2M1	ニチコン株式会社	火災	当該製品の内部部品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年6月27日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900237	令和元年6月19日	令和元年6月28日	扇風機	F-GA301	パナソニック エコシステムズ株式会社(輸入事業者)	火災	施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	静岡県	平成29年1月24日からリコールを実施(特記事項を参照)回収率:77.8%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900228	平成23年5月13日	令和元年6月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成23年5月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900229	平成26年1月22日	令和元年6月27日	自転車	重傷・肢体不自由の後遺症1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成26年3月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900230	平成27年5月22日	令和元年6月27日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年5月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900231	平成27年3月30日	令和元年6月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年6月3日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900232	平成27年12月10日	令和元年6月27日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左手指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成27年12月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900233	平成27年12月8日	令和元年6月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成28年1月16日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900234	平成30年2月28日	令和元年6月27日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年3月23日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900235	平成30年7月4日	令和元年6月27日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、右足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年7月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 嚴重注意
A201900236	平成30年12月30日	令和元年6月28日	門扉	重傷1名	当該製品を開閉中、当該製品の下部に左足首が引っ掛かり、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月19日
A201900238	令和元年6月7日	令和元年6月28日	冷水筒	重傷1名	当該製品の蓋を持ったところ、蓋が割れ、当該製品が落下し、右足指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A201900239	令和元年6月8日	令和元年6月28日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

リチウム蓄電池（管理番号:A201900226）

